

## 令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人尚徳福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年11月15日及び11月16日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

法人運営及び会計面について不適切な取扱いがあるので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>定款に貴法人が行う第二種社会福祉事業として、介護老人保健施設の経営が規定されていたが、介護老人保健施設の経営は公益事業に該当する。</p> <p>については、速やかに定款変更の手続を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">(定款第1条)</p>	<p>再度定款変更の手続を行い、第二種社会福祉事業に「生活困難者に対して無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業を行う介護老人保健施設の経営」を追加する。</p>
2	<p>理事会において、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等が決議されていないものがあつた。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間前までに各評議員に対して、招集の通知をすること。</p> <p>なお、前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「法人監査以後、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議した上で、評議員会の日の1週間前までに各評議員に対して、招集の通知をしています。」と回答しているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の9第10項により準用される 一般法人法第181条及び第182条、 規則第2条の12)</p>	<p>指摘は、令和2年6月30日開催の評議員会について、日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議していないことと推測する。</p> <p>この評議員会の開催については、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課からの令和2年3月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて」及び令和2年4月14日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その2)」を受け、開催方法を検討していたところ決算理事会及び定時評議員会の時期と重なったこともあり、理事会での決議が漏れた。</p> <p>今後は、評議員会を開催する場合には、理事会において日時、場所及び評議員会の目的等を決議の上、評議員会の日の1週間前までに評議員に対して、招集</p>

		の通知をする。
3	<p>令和3年6月10日の理事会において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>監事の選任に当たっては、事前に各監事に口頭で同意を得て、監事の選任に関する議案を提出したが、同意書又は理事会議事録に同意の旨を明記していなかった。</p> <p>今後は、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、同意書又は理事会への記載により同意の事実を残す。</p>
4	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、決算額が予算額を超過している科目があった。</p> <p>については、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>また、補正予算を調製することを要しない軽微な乖離の範囲については、規程や予算等において定めておくべきものであるので留意すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、その際、貴法人は「決算額が予算額を超過している科目については、今期より補正予算を理事会に上程し、承認後実施します。軽微な乖離の範囲については、経理規程を変更し定めます。」と回答しているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(留意事項2(2)、定款第32条第1項、経理規程第21条)</p>	<p>決算額が予算額を超過する科目については、補正予算を理事会に上程し、承認を受ける。</p> <p>補正予算を調製することを要しない軽微な乖離の範囲は、経理規程において定める予定である。</p>
5	<p>日野保育園拠点区分の前期末支払資金残高について、拠点区分の拠点区分間の借入金返済及び介護報酬減額等の補填のために、アイアイ永江又はアイアイ三柳デイサービスセンター拠点区分に繰り入れていた。</p> <p>また、沼袋西保育園拠点区分の前期末支払資金残高について、借入金の返済及び固定資産取得支出のため、介護老人保健施設アイアイ拠点区分に繰り入れていた。</p> <p>前期末支払資金残高の取扱いについては、弾力運用局長通知に従い適切な会計処理を行うこと。</p> <p>なお、他拠点でも同様の取扱いがあるので、全拠点について点検の上、改善すること。</p> <p>(弾力運用局長通知4(2))</p>	<p>前期末支払資金残高の取扱いについて、弾力運用局長通知に従い適切な会計処理を行う。</p>

6	<p>保育所に係る退職金制度について、給与規程（保育所関係）では、福祉医療機構及び横浜市社会福祉協議会の制度によると規定される一方、パートタイム労働者就業規則（以下「パート就業規則」という。）では、社会福祉施設職員退職手当共済制度及び鳥取県民間社会福祉施設職員退職手当共済会の制度によると規定され、規程間で整合が図られていなかった。</p> <p>また、ビッグベアーズA拠点、B拠点及び車尾拠点では、退職給付引当金及び当該制度の掛金の払込計上がなく、ビッグベアーズⅢ拠点では当該制度の掛金の払込計上がなく、これらの拠点の計算書類に対する注記にも採用する退職金給付制度の記載がなかった。</p> <p>については、経理規程、給与規程（保育所）関係及びパート就業規則の退職金制度について、各規程の退職金制度の対象者を明らかにする等の規定の整備を図ること。</p> <p>また、各規程等と計算書類に対する注記の整合性を図り、かつ、当該拠点に要する経費を当該拠点に適切に計上すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしているので、必ず改善すること。</p> <p>（経理規程第57条、 給与規程（保育所関係）第29条、 パートタイム労働者就業規則第23条）</p>	<p>給与規程（保育所関係）とパートタイム労働者就業規則を改正し、整合性を図る。</p> <p>ビッグベアーズ各拠点の当該制度の掛金の計上及び注記を今年度より適正に行う。</p>
7	<p>保土ヶ谷保育園拠点区分の国庫補助金特別積立金取崩額について、以下のとおり計算書類間で金額が一致していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動計算書 13,832,790 円</li> <li>・基本財産及びその他の固定資産明細書 4,582,915 円</li> </ul> <p>については、不一致の原因を究明の上、詳細を報告するとともに、計算書類の金額の整合性を図ること。</p> <p>（運用上の取扱い9）</p>	<p>消耗品器具備品費を国庫補助金特別積立金に含んでいたため、計算書類間で金額が一致しなかった。</p> <p>今後は適正に処理を行い、計算書類の金額の整合性を図る。</p>
8	<p>保土ヶ谷保育園拠点区分の令和元年度の貸借対照表の建設仮勘定と令和2年度の資金収支計算書の建設仮勘定取崩収入との金額が一致していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表 211,331,260 円</li> <li>資金収支計算書 526,705,000 円</li> </ul> <p>については、不一致の原因を究明の上、詳細を報告するとともに、建設仮勘定と建設仮勘定取崩収入との金額に不一致が生じないようにすること。</p> <p>（経理規程第51条）</p>	<p>令和2年度に建設仮勘定を計上し、同年度に取崩をしたため一致していなかった。</p> <p>今後は年度途中の精算はそれぞれの勘定科目で計上し、不一致が生じないようにする。</p>

9	<p>ソフトウェア等の無形固定資産は、全額が償却できるところ、保土ヶ谷保育園拠点区分貸借対照表のソフトウェアが0円になるまで減価償却されていなかった。</p> <p>については、0円になるまで減価償却すること。</p> <p>(留意事項17(2)ウ、 経理規程第56条第3項)</p>	<p>取得時の資産登録で減価償却額1円が登録されていたため、令和3年度に修正を行い、減価償却した。</p> <p>無形固定資産については、全額減価償却する。</p>
---	--	--